

瑞穂町廃棄物減量等推進審議会
平成21年度第2回審議会次第

平成22年2月16日午前10時00分
みずほりサイクルプラザ2階研修室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

(1) ノー（NO）レジ袋・マイバッグキャンペーンの進捗状況について

(2) 瑞穂町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改訂について

(3) その他

4 閉 会

「ノー（NO）レジ袋・マイバッグキャンペーン」答申内容

1 目的

買い物には買い物袋を持参し、ごみとなる包装は断り、レジ袋を辞退するなど、ノーレジ袋・マイバッグ運動を通じて排出抑制を促進し、循環型社会に向けた意識の啓発とごみの減量を図ることにある。

2 キャンペーン名称

「ノー（NO）レジ袋・マイバッグキャンペーン」とする。

3 キャンペーン実施施策

（*注 資料内容の説明上、一部順番を変えています）

（1）大型店舗（スーパー）他にて啓発運動

瑞穂町内にある大型商業施設「ザ・モールみずほ」や「ジョイフル本田」等買い物時間に合わせ、入り口等にノボリを立て、来客者にチラシを配布するなど、啓発活動を行う。

（2）町主要イベントにて啓発運動

通例である町のイベント、さくらまつりやサマーフェスティバル、産業まつりにおいても、来客者にチラシを配布し啓発運動を行う。

（4）展示ブースの設置

役場やリサイクルプラザなどの公共施設に展示ブースを設置し、毎月実施しているフリーマーケットで啓発を行う。

【実施結果】

実施時期：平成20年8月～12月（5ヶ月間）

実施日数：22日

啓発箇所： みずほリサイクルプラザ

ザ・モールみずほ16

オリンピック瑞穂店

スーパーナカムラ

JR箱根ヶ崎駅自由通路

町のイベントでの啓発活動

サマーフェスティバル

産業まつり

フリーマーケット会場

配布枚数：2500個程度（ティッシュにチラシを封入）

（ 3 ） 広報・HP・ごみ資源物収集カレンダーでの啓発

町の様々な情報ツールを活用し、住民の目に行き届き、理解を促すよう広く啓発を行う。

【実施結果】

広報

掲載号 : 平成 20 年 8 月号

掲載内容 : ノー（NO）レジ袋・マイバッグキャンペーンについて

掲載号 : 平成 20 年 9 月号

掲載内容 : 瑞穂町のごみ総量とノー（NO）レジ袋・マイバッグキャンペーン

掲載号 : 平成 21 年 2 月号

掲載内容 : 瑞穂農芸高校生徒による傘エコバッグ（カラー）
協定事業者の募集

掲載号 : 平成 21 年 3 月号

掲載内容 : 指定収集袋の交付に関連してマイバッグの啓発

掲載号 : 平成 21 年 5 月号

掲載内容 : レジ袋の削減およびマイバッグ持参促進に関する協定
締結

掲載号 : 平成 21 年 7 月号

掲載内容 : 協定参加事業者紹介（伊勢屋・浜木屋）

掲載号 : 平成 21 年 8 月号

掲載内容 : 協定参加事業者紹介（西村電機商会・山田薬品・
菓子処 荻野屋）

掲載号 : 平成 21 年 9 月号

掲載内容 : 協定参加事業者紹介（西久保酒店・ローゼン・
栗原肉店）

ノー（NO）レジ袋・マイバッグ推進及びごみ減量啓発
説明会の開催について

ノー（NO）レジ袋・マイバッグキャンペーン啓発促進
ロゴマーク入選者決定（カラー）

掲載号 : 平成 21 年 10 月号

掲載内容 : 協定参加事業者紹介（瀬古酒店・たびや・
中村八キモノ店）

掲載号 : 平成 22 年 1 月号

掲載内容 : 協定参加事業者紹介 (合同会社 西友・
株式会社 ジャパンミート・ジョイタイムはらしま)

HP

掲載時期 : 平成 20 年 12 月 ~

掲載内容 : 「傘エコバッグの作り方 ~ ノー (NO) レジ袋・マイバッ
グキャンペーン ~ 」

掲載時期 : 平成 21 年 4 月 ~

掲載内容 : 「レジ袋の削減及びマイバッグ持参促進に関する協定」
を町内 13 事業者と締結しました」

掲載時期 : 平成 21 年 8 月 ~

掲載内容 : 「ノー (NO) レジ袋・マイバッグキャンペーン啓発・促
進ロゴマーク作品募集にたくさんのご応募ありがとうございました」

掲載時期 : 平成 22 年 2 月 ~

掲載内容 : 「ノー (NO) レジ袋・マイバッグキャンペーン レジ袋
削減及びマイバッグ持参促進に関する協定 ~ 参加事
業者紹介 ~ 」

ごみ・資源物収集カレンダー

平成 21 年度版 表紙掲載

平成 22 年度版 表紙に「ロゴマーク」を掲載予定

その他の活動

ラジオ出演

平成 21 年 9 月 19 日 (土) 出演時間 (10 : 30 ~ 10 : 45)

ラジオ局 : InterFM (76.1MHz)

番組名 : 「GREEN STATION」
(毎週土曜日午前 10 時 ~ 正午)

番組内容 : 瑞穂町でのノー (NO) レジ袋・マイバッグキャンペ
ーンについて

説明会

平成21年9月8日(火)～17日(木)

ノー(N0)レジ袋・マイバッグ推進及びごみ減量啓発説明会

全10箇所(10回)

参加者 61名

啓発、促進ロゴマーク作品募集

平成21年6月1日(月)～26日(金)

「ノー(N0)レジ袋・マイバッグキャンペーン」啓発、促進ロゴ
マーク作品募集

・募集区分 町内在住・在学の小学生、中学生

平成21年7月10日(金)

瑞穂町廃棄物減量等推進審議会にて入選作品決定

・応募作品総数 847作品

・小学校低学年(1～3年生の部) 186作品

・小学校高学年(4～6年生の部) 352作品

・中学生の部 309作品

・入選者

・最優秀賞 1名、優秀賞 8名、佳作 15名

平成21年8月18日(火)

啓発、促進ロゴマーク入選者表彰式

場 所 みずほりサイクルプラザ 2階ホール

出席者 16名(欠席者8名)

入選作品の展示

平成21年8月18日(火)～8月31日(月)

場 所 みずほりサイクルプラザ 2階ホール

平成21年9月1日(火)～9月30日(水)

場 所 瑞穂町役場1階 会計前

ロゴマークを瑞穂町商業協同組合の街頭フラッグに掲示

平成21年8月18日(火)～10月31日(土)

多摩北部読売会・よみうりグッデイズに掲載

平成21年10月1日(木)発行(第124号)

Weekly News 西の風に掲載

平成21年8月28日(金)発行(第1024号)

（５）瑞穂農芸高校や住民団体との連携・協働

レジ袋を作製することは資源やエネルギーを消費し、温室効果ガスが発生される一因となる。その影響により温暖化が進み、異常気象、海面上昇など、農畜産業に多大なる影響が懸念される。その分野を専門で学んでいる農芸高校の生徒達と、啓発運動やマイバッグの作製など理解と協力を求める。また様々な住民団体に協力を呼びかけ、キャンペーン運動を推進する。

【実施結果】

ノー（NO）レジ袋・マイバッグキャンペーンに関する瑞穂農芸高校奉仕活動について

平成20年7月

東京都立瑞穂農芸高等学校側に協力依頼

平成20年7月～12月

廃棄された傘によるマイバック作成

奉仕活動の一環として行なう

平成20年12月

広報を含むマスコミ各社報道（西多摩新聞、西の風新聞、瑞穂ケーブルテレビ、東京MXテレビ）

平成21年1月～3月

作品展示

平成21年1月26日（月）～2月6日（金）

武蔵野コミュニティセンター

平成21年2月10日（月）～2月20日（金）

元狭山コミュニティセンター

平成21年2月23日（月）～3月6日（金）

みずほりサイクルプラザ

(6) 町事業者との連携・協働

町商工会及び町商業協同組合へキャンペーンの趣旨等理解を得て協力及び調査を依頼し、町事業者に協力を仰ぎ啓発を行う。

【実施結果】

平成20年8月15日(金)

「ノー(N0)レジ袋・マイバッグキャンペーン」についての協力依頼をする(文書にて)

協力依頼団体 瑞穂町商工会・瑞穂町商業協同組合

平成20年9月8日(月)

瑞穂町商工会商業部との打ち合わせ(第1回)

平成20年10月24日(金)

瑞穂町商工会商業部との打ち合わせ(第2回)

平成21年1月26日(月)

瑞穂町商工会商業部との打ち合わせ(第3回)

平成21年2月2日(月)~2月27日(金)まで

レジ袋の削減及びマイバッグ持参促進に関する協定事業者募集

平成21年3月31日(火) 午前10時00分~10時30分

レジ袋の削減及びマイバッグ持参促進に関する協定調印式

場 所 町民会館第2会議室

出席者 町長、事務局

協定締結事業者(協定締結13事業者中8事業者出席)

平成21年10月16日(金)

協定追加締結 第14号 (有)ジョイタイムはらしま

4 キャンペーン実施期間

答申後から平成22年3月31日までとする。平成21年度にはキャンペーンに関する予算措置を行い、広く啓発運動を展開する。その後、実施していく中で、住民の意識変革及び町の特性を踏まえた取り組みが確立、定着するまで、期間を延長し継続して行う。

5 キャンペーンで得られる効果

(1) 循環型社会への更なる一歩

無駄になる物、余計な物を断る事により、排出抑制（Reduce）につながり、循環型社会に向けた意識啓発につながる。

(2) ごみの減量化

レジ袋の削減、過剰な包装を断ることにより、排出抑制につながり容器包装廃棄物他の減量につながる。

(3) ライフスタイルの見直し

今の暮らしが将来の環境に与える影響を意識し、物質的な豊かさや利便性、効率性だけを追い求める生活（ライフスタイル）を見直すきっかけとなり、消費行動からごみに対する問題意識、環境意識の相乗効果となる。

(4) 石油資源の節約

資源は無限ではなく、レジ袋の原料は石油から作られるプラスチック製品である。ポリエチレンなどの合成樹脂から成り、石油資源の節約となる。

(5) 事業者のメリット

環境を意識した事業活動によるイメージアップ、レジ袋の購入費削減など、商業活動に対するメリットがある。

【実施結果】

【容プラが減量】

レジ袋の排出先である、容器包装プラスチックの収集量が、平成21年度12月現在で、平成20年度の同時期より1.2 t減量している。もちろん全てが減っているもの全てがレジ袋であるとは言えないが、減少傾向に寄与している可能性もあるといえる（なお、燃やせるごみも減っているため、そちらに分別されていないと考える）。

【レジ袋辞退者数・率】

平成22年1月に協定締結事業者に対して行なった聞き取り調査によりますと（一部回答できないという事業者もありました）、協定締結後、今年度に入ってから平均のレジ袋辞退率は約17.27%でした。（別紙「ノー（NO）レジ袋・マイバッグキャンペーン 協定締結事業者 アンケート調査結果」参照）

6 課 題

全国各地でレジ袋の削減、マイバッグの推進、運動が行われているが、地域住民、事業者及び行政との連携、協働により、地域の特性を踏まえた取り組みを、継続して推進することが課題である。

（１）条例等の整備

杉並区が「レジ袋有料化等の取組の推進に関する条例」を施行し、有料化を実施している。今後キャンペーンを展開していく中で、条例等を策定し推進していくための調査、検討が必要である。

（２）レジ袋の有料化

各事業所と行政が協定を結び、有料化を実施している自治体がある。すでに、「ザ・モールみずほ」や「ジョイフル本田（ジャパンミート）」がレジ袋削減に向け取り組みを行っている。大型商業施設との協定等を結び、キャンペーンを展開していけるか、検討していくことが必要である。

（３）協定による削減手法

地域と協働するために、各事業所、町商工会及び町商業協同組合との協定等を結び、地域通貨「たまるカード」などを生かした手法、施策が出来るか、啓発活動を行う上で、調査、研究が必要である。

（４）レジ袋によるごみの排出方法

現在、町の分別区分「紙おむつ」、「草・葉」、「容器包装プラスチック」、「布」、「ペットボトル」、「有害ごみ」の排出はレジ袋での排出を可としている。レジ袋を削減する施策の中で、レジ袋でごみを排出する際に住民が矛盾、混乱が生じないか懸念される。

青梅市では容器包装プラスチックの指定収集袋（有料）が指定されており、このキャンペーンを推進する中で町の見解を周知し、住民に理解を得る必要がある。

（ 5 ） 瑞穂町環境基本計画への反映

現在、町で策定中である「瑞穂町環境基本計画」について、このキャンペーンが住民、事業者が行う環境を意識した行動の具体的な取り組みであることから、環境基本計画への反映を検討する必要がある。

【実施結果】

瑞穂町環境基本計画（平成21年3月分）

「第4章 望ましい環境像を実現するための取組」中の「14. ごみを減らすために」（P. 78・79）に反映した。（別添資料3 参照）

7 目 標

この答申以降、キャンペーンを展開するとともに、住民がレジ袋を辞退しマイバッグを持参するように、町の特性にあった取り組みを模索し、住民、事業者、行政が連携した地域連携型の手法をとる事が望ましい。

住民がレジ袋削減の必要性を理解し、レジ袋が有料になるからマイバッグを持つのではなく、排出抑制意識の変革をもたらすよう、継続的に啓発を行っていく事が必要である。そして、循環型社会の形成を目指し、更なるごみの減量につなげていく。

むすびに

ごみの減量、排出抑制は、日常的に取り組むべき課題であります。また、住民が共通の認識を持てるよう、継続的な啓発活動を続けることが大切であると考えます。

町の長期総合計画後期基本計画で重点施策として掲げた、ごみの減量と再資源化のうち「過剰包装の抑制」の目標を達成するために、「ノー（NO）レジ袋・マイバッグキャンペーン」を推進し、循環型社会を形成していくための取り組みが必要であります。

住民、事業者、行政が一体となって取り組むことで、この目標が実現できることを確信しております。

ノー(NO)レジ袋・マイバッグキャンペーン 協定締結事業者アンケート調査結果 (レジ袋の削減及びマイバッグ持参促進に関する協定)

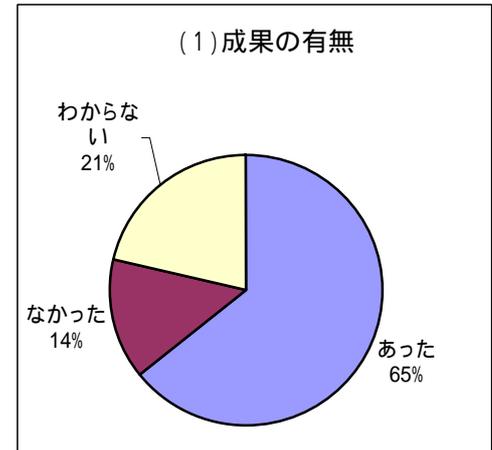
1 調査対象

協定締結事業者	14事業者
調査実施時期	平成22年1月
調査目的	レジ袋の削減及びマイバッグ持参促進に関する協定の初年度の活動を振り返り、今後の活動の参考等にする。

2 調査内容

(1) 活動によりなんらかの成果があったと思いますか？

あった	65%
なかった	14%
わからない	21%



(2) (1)で「あった」と答えた方に。

(2 - 1) どのような成果がありましたか？(複数回答)

- ・ レジ袋配布が削減した 89%
- ・ 声をかけられることが増えた 78%
- ・ ポイント制度利用者の増加 44%
- ・ 包装の適正化、軽量化 22%
- ・ 簡易包装の推進 11%
- * その他意見(事業者としての意識が向上した・声かけをしやすくなった)

(2 - 2) その原因は？(複数回答)

- ・ お店独自の取組の成果 78%
 - ┌ 自己負担でポイントやキャッシュバックを実施
 - └ 積極的に声かけを行なった
- ・ 時代背景による意識の向上 67%
- ・ キャンペーンの結果 56%
- ・ マスコミなどの影響 44%

(3) (1)で「なかった」と答えた方に。

(3 - 1) どの辺が成果がなかったと思いますか？(複数回答)

- ・ レジ袋配布が維持・減少 100%
- ・ 簡易包装の推進できなかった 100%
- ・ 声をかけられないことがない 100%
- ・ 包装の適正・軽量化できなかった 50%
- ・ ポイント制度利用者の増加 50%

(3 - 2) なぜ成果がなかったと思いますか？(複数回答)

- ・ キャンペーンの周知が足りない 100%
- ・ 住民の意識が低い 100%
- ・ どう活動していいかわからない 50%

(3 - 3) どのようにすれば成果が上がると考えますか？(複数回答)

- ・ キャンペーンを大々的に 50%
- ・ 特になし 50%

(4) その他ご意見があれば教えてください。

(意見)

- ・ 成果があった気がするが、ほんの少しである。
- ・ ごみ袋有料化で、ゴミに対する意識が変わっていることは感じている。
- ・ キャンペーンの前と後では辞退率は倍くらいになっているかも。
- ・ 最近の学校教育の成果もあるのでは？今の子どもたちは意識が高く感じる。大人になったときにうまくいくような気がする。
- ・ ポイントがあるから、レジ袋を断るといのは違う気がする。うちの店でもポイントをやっているが、その分を店の入口にある募金箱に入れて帰るお客様がいる。
- ・ マイバッグをもっているのに、使わない人もいる。
- ・ 男の人は持ってこない。
- ・ 女の人はそのまま持ち帰ろうとはしない。
- ・ 広報に載ったねという声はもらった。
- ・ 袋の交付枚数は減っているが、お客が減ったからなのか、活動の成果なのかわからない。
- ・ 店にやらせるのは違うのではないか？
- ・ お店からレジ袋の配布を断るのは難しい。どんな人でもお客様である。
- ・ 贈答品に簡易包装をすすめることは難しい。
- ・ 特に今は不景気なので、お客を怒らせかねないことを進めるのは困難である。
- ・ PRが不足しているのではないか？
- ・ たまるカードのポイント制をみんなで実施することは困難だ。財政的な面で補助金でもあればまた話は別だが、商協に加入している会員の意思統一を行なうことも困難である。(統一した行動がとれず、一部の店舗による混乱が発生したことがある)
- ・ ひとりひとりの生活習慣・スタイルの問題であるから、一朝一夕には難しい。地道に広報などを利用して、継続して行なっていくべき。

14. ごみを減らすために

■家庭から出るごみを減らします

町の取組

●ごみの発生・排出抑制の推進

- ◇ノー（NO）レジ袋・マイバッグ運動*を推進し、ごみの減量に対する町民の意識を啓発していきます。
- ◇フリーマーケットによるリユース*の取組を定着させていきます。
- ◇広報みずほやホームページ等により、不用品交換を継続していきます。
- ◇資源物集団回収の助成を継続していくとともに、新聞紙や雑誌、空き缶、空き瓶等は資源物として排出するよう啓発していきます。
- ◇広報みずほやホームページ等により、生ごみ等は、ごみとして出す前に水切りを徹底するよう、啓発していきます。
- ◇みずほリサイクルプラザ見学等の機会を通じ、ごみの発生・排出を抑制するための取組を啓発していきます。
- ◇広報みずほやホームページ等を通じ、ごみの減量やリサイクルを啓発していきます。
- ◇広報みずほやホームページ等により、町民・事業者に対してエコマーク商品*やグリーンマーク商品*等、環境負荷の少ない商品やサービスについての情報を提供し、再生品等の利用を推進していきます。

●ごみ分別の推進

- ◇ごみの分別事典やごみ・資源物収集カレンダーの作成、配布、町のホームページへの掲載等により、分別の徹底を指導していきます。
- ◇町への転入者に対しては、ごみの分別事典やごみ・資源物収集カレンダーの配布等により、分別の徹底を指導していきます。
- ◇出前講座*の実施により、町民を対象としてごみの減量・リサイクルに関する学習会を開催し、ごみの減量・リサイクルを指導していきます。
- ◇集合住宅については、専用収集所における排出者責任の徹底を、集合住宅の管理会社へ指導していきます。
- ◇国や都の事業に協力し、ごみ減量の啓発のための標語やポスターの公募等を行います。

町民の取組

- ◇過剰包装の断り、簡易包装商品の購入、マイバッグの利用等により、家庭にごみを持ち込みません。
- ◇量り売りやバラ売り、裸売りを利用し、必要なものを必要な量だけ買います。
- ◇使い捨て商品の購入を控え、再利用できる商品を購入します。
- ◇寿命の長い商品、耐久性の高い商品を購入するとともに、物を大切に使います。
- ◇環境家計簿*をつけ、ごみの減量に取り組みます。
- ◇生ごみがあまり出ないよう調理方法を工夫するとともに、適切な量を調理し、食べ残しを出さないようにします。
- ◇生ごみをごみとして出す際は、水切りを徹底します。
- ◇資源物集団回収等、資源のリサイクルネットワークに参加します。

事業者の取組

- ◇使い捨て商品は作らないようにします。
- ◇簡易包装やバラ売り、量り売りを実施します。
- ◇ノー（NO）レジ袋・マイバッグ運動*に取り組み、レジ袋の削減やポイントカード等を検討します。

■事業者が排出するごみを減らします

町の取組

●事業系ごみの発生・排出抑制の推進

- ◇大規模事業者に対しては、ごみ減量化計画の作成、提出を求めるとともに、立入調査によりごみを減らすための取組や分別状況を確認し、指導していきます。
- ◇80リットル（12kg）以内の基準により、家庭ごみとして排出される小規模事業系ごみを明確に区分していきます。
- ◇事業者に対するアンケート調査やごみの抜き打ち検査の実施等により、ごみの分別の徹底を指導していきます。

●事業者の協力によるごみ減量の推進

- ◇小売店やスーパー等に、ノー（NO）レジ袋・マイバッグ運動*への協力を求めていくとともに、過剰包装の抑制や包装の適正化を指導していきます。
- ◇ノー（NO）レジ袋・マイバッグ運動*に関し、協力店と協働し、町民に対して情報を提供していきます。

事業者の取組

- ◇廃棄物が出ない生産活動に向けて努力するとともに、事業活動によるごみの排出量を減らします。
- ◇ごみの排出削減目標を定め、排出抑制運動を行うとともに、リサイクル関係者とのネットワークを構築する等により、ごみの排出量を削減します。
- ◇事業所内でのごみの減量やリサイクルについての啓発活動を自主的に実施します。



平成20年度調印式の様子

「瑞穂町 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成12年3月策定版）」の現状について

1 一般廃棄物処理基本計画について

市町村は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、同法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならないとされています。

一般廃棄物処理計画は、市町村が長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるものであり、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものです。

これにしたがって、市町村は処理を進めていくものとなります。

< 法的根拠 >

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年十二月二十五日 法律第百三十七号)
(一般廃棄物処理計画)

第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- 六 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

3 市町村は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第四項の基本構想に即して、一般廃棄物処理計画を定めるものとする。

4 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。

5 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(平三法九五・全改、平一一法八七・平一一法一六〇・平一二法一〇五・一部改正)

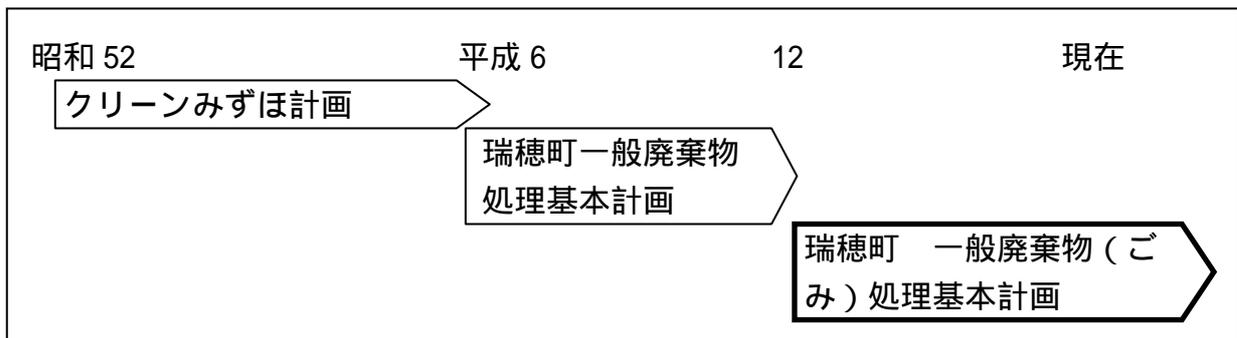
(市町村の処理等)

第六条の二 市町村は、一般廃棄物処理計画に従つて、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分(再生することを含む。第七条第三項、第五項第四号八からホまで及び第八項、第七条の三第一号、第七条の四第一項第二号、第八条の二第六項、第九条第二項、第九条の二第二項、第九条の二の二第一項第二号及び第三項、第九条の三第十一項、第十三条の十一第一項第三号、第十四条第三項及び第八項、第十四条の三の二第一項第二号、第十四条の四第三項及び第八項、第十五条の三第一項第二号、第十五条の十二、第十五条の十五第一項第三号、第十六条の二第二号、第十六条の三第二号、第二十三条の三第二項、第二十四条の二第二項並びに附則第二条第二項を除き、以下同じ。)しなければならない。

(今までの一般廃棄物処理基本計画制定の流れ)

瑞穂町の一般廃棄物処理基本計画は以下のような流れをたどっています。

昭和52年3月に策定された、「クリーンみずほ計画(瑞穂町廃棄物処理基本計画)」をはじめとして、平成6年3月には「瑞穂町一般廃棄物処理基本計画」が、またリサイクルプラザの更新を契機として平成12年3月には「瑞穂町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」が策定され、現在に至っています。



2 現廃棄物処理基本計画と現状の乖離

この10年の間に実施された、町の廃棄物行政の重要施策（主に以下の4つがあげられる）が計画に規定されておられません。

(1) 処理システムの変更（現基本計画 P.12～）

ステーション方式から戸別収集へ（平成16年度）

分別方法の変更（平成16年度）

(2) 中間処理施設の更新（P.15～）

クリーンみずほセンターからリサイクルプラザへ（平成15年度）

(3) 最終処分場でのエコセメント化事業の開始（P.16～）

平成18年度から実施

(4) ごみ一部有料化（資料 資7-1）

平成16年度から実施

市町村は当基本計画にしたがって処理するものでありますが、現行の基本計画には上記4点について、将来像や今後の課題のような形でしか掲載されていません。現在はすでにこれらの施策について実施しているので、現状に合わせる必要があります。

3 今後の改訂方法について

上位計画「第4次瑞穂町長期総合計画」の施行を待って策定します

瑞穂町では、現在「瑞穂町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の上位計画にあたる、「第4次瑞穂町長期総合計画」を策定準備中です。

この「第4次瑞穂町長期総合計画」は、平成22年度中に策定される予定であり、平成23年度には施行されます。

「一般廃棄物処理基本計画」は、その相互間の調整の必要性から、現在「第4次瑞穂町長期総合計画」施行を待っている状態です。

今後は、平成23年度の長期総合計画の施行を待ち、同23年度中に審議会のみなさまに諮問・審議していただきながら、基本計画の策定作業を進めることとなります。

そして、23年度中に答申をいただければ、翌平成24年度から新基本計画にのっとり、業務をすすめていくこととなります。

第4次長期総合計画を待って「新基本計画」を策定（スケジュール）

